

令和2年3月26日作成

医療法人社団 白峰会一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができる働きやすい環境をつくとともに職員全員がこれを理解し、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 計画内容

目 標 1

- 計画期間内に男性職員の育児休業取得者を1名以上とする。
- 女性職員の育児休業取得率90%以上を維持する。

【対 策】

令和2年4月～全職員に行動計画・育児休業制度の内容について周知を行う。

令和2年4月～男性職員に対し、育児休業を取得できることを周知する。

令和3年3月～育児休業の取得希望者を対象とした説明会の実施。